

平成23年度 第1回焼津市立小学校及び中学校通学区域審議会会議録

日時 平成23年8月8日(月) 15時05分～16時55分

場所 大井川商工業研修センター 会議室

出席者 15人

(審議会委員) 大石正巳会長、秋山鋭治郎副会長、丸山昭夫委員、大塚浩之委員、
宮瀬のり子委員、筒井昌博委員、森屋美穂子委員、長谷川佐委員
(事務局) 塩沢英雄教育長、池田義之教育事務局長、稲森錦二学校教育課長、
宮崎毅教育総務課長、近藤和人主席指導主事、
村田和男学校教育担当主幹、福里紳太郎

協議事項 (1) 通学区域の今後の課題について

- 地域的な人口集中や増加、また国・県の35人式学級編成の導入により、一部の小中学校が増築対応となっている
- 平成22年度の豊田小学校区の改正に伴う、当該改正地区内児童の卒業後の中学校について、改正を含めた見直し対応が必要となる
また、特別支援学級等の学区の見直しも必要となる

議事に入る前に

- ① 委員に委嘱状を交付した。(1名欠席)
- ② 会長に大石正巳委員、副会長に秋山鋭次郎委員を選任した。
- ③ 会議録署名人を秋山鋭次郎委員、丸山昭夫委員に依頼した。

議 事

協議事項 (1) 通学区域の今後の課題について

<大石会長>

協議事項の「通学区域の今後の課題について」を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

<学校教育課長>

それでは、初めに私から説明させていただきますが、詳細については担当より後ほど再度説明させていただきます。

平成23年度、第5次焼津市総合計画がスタートしているわけですが、将来の都市像を実現するというので、各部局において検討すべき主要課題をいま出しております。それをトップマネジメントと言っておりますが、その課題について私たちも適確に把握しながら、市長とのヒヤリングをしながら実施していくこととなりました。

その中のひとつとして、「学区の見直し」をあげたところでございます。この学区の見直しという事のなかで、通学区域という事で今後課題となることが大きく分けて3つあると考えております。資料1をご覧ください。私の方からはその3つの課題の概略を説明させていただき、その後にもう少し詳しく説明して、皆さんのご意見をいただくという形になります

まず1つには、少子化の傾向にあるわけですが、区画整理等による地域的な人口集中や増加、または県或いは国の35人学級の編制の導入によりまして、一部の小中学校が増築対応となっておりますが、行政コストの増加を招いているという現状がございます。これについては、企画財政部局から、学区の見直しをすることで、経費コストを抑えていくことができないものかどうか、という検討要請があります。また、学区の見直しについては、まず、児童・生徒の通学距離や地域のコミュニティを踏まえることが第一に求められますが、そのうえで、行政コストの軽減を図ることができる学区制度が考えられるのではないかと、できれば焼津版学区制度の導入ができないかどうか。例えばここ数年において、一部の自治体で導入されている学校選択制の運営状況等を参考にしながら、学区審議会でも様々な方面から学区というものの検討、協議ができないものか、ということがあります。これは、市内全体にかかるものだと思います。

2つには、昨年度、平成22年度の豊田小学区の学区改正で、焼津西小学区および黒石小学区に編入した2つの地区の児童たちが、6年後すなわち卒業後に、就学すべき中学校の指定が課題となってきます。現時点では豊田中学校となっておりますが、他地区の児童たちは、焼津西小であるならば焼津中学校または大村中学校に、また黒石小であるならば、大富中学校に指定されておるわけですがけれども、先程の2つの地区の児童たちが就学する中学校の指定や就学相談に適切に対応するためには、本年度から、中学校区について皆さんの意見を聞きながら、方向性を持っていくことが必要だと思っておりますので意見をお願いいたします。また、改正施行についても、市教育委員会で決定したところで、2年間くらいの周知期間が必要ではないかと思っております。現時点では、平成27年4月改正施行を踏まえたとき、平成24年度末または平成25年度の初めには市教育委員会の決定が適当ではないかと考えております。なお、併せて、特別支援学級と「ことばの教室」の学区についても、協議していく必要があると思っております。特別支援学級の学区の見直しは、具体的には、焼津東小学校の特別支援学級の児童がいま増加傾向にございます。特別支援学級の分散化ということも考えながら学区を考えていく、あるいは、焼津中学校と大井川中学校にある情緒学級の学区の少し見直しも必要であると思っております。また「ことばの教室」というものが、焼津南小学校と大井川南小学校にあるわけですが、そこについても考える必要があると思っております。

3つには、複数の小中学校区を抱える南部土地区画整理事業の整備後の学区についてです。現時点で顕在化している課題ではありませんが、南部土地区画整理事業の進捗状況を見極めながら、地元の自治会やPTA等の組織と調整を行いながら、仮称ですが、

学区検討協議会というものを立ち上げながらまとめていく必要があると考えています。この地区の小学校区は、小川小学校、大富小学校、港小学校、黒石小学校の4つの学校を抱えている地域でございます。中学校区では、小川中学校、大富中学校、港中学校の3つの学校を抱えております。

以上、大きく3つの課題を概略で説明させていただきましたが、本日以後、学区審議会において、課題を皆さんのご意見をいただきながら今後の方向性を定めていければと思っております。

本日の審議会では、第1の課題と第2の課題を取り上げていただければと思います。第1の課題については、本日は具体的な方向性まではいかないと思いますが、皆さんのいろいろなま思っている考え、ご意見等をいっぱいいただければ助かります。

それでは、第1の課題について、事務局の村田より説明致します。

<村田主幹>

私の方から資料の説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。まず第1の課題のなかで、先ほど課長が申し上げた中に「少子化の傾向にありながら」ということで説明がありました。この点について、資料2を見ていただきたいと思っております。これは、「焼津市の今後の児童生徒数の推移」を示したものです。一般的に「少子化」という言葉は、聴き慣れているところですが、焼津市の場合、今後の推移はどうかということで、作成したものです。

まず、表の数値について、説明をします。表の一番上の「平成23年度」の行についてですが、0歳から5歳までは、平成23年4月1日現在の住民基本台帳上の各年齢の人口数、いわゆる住基数を計上しております。また、6歳から14歳まで、小学校1年生から中学校3年生までですが、平成23年5月1日現在の在籍している児童生徒数を計上しております。その下の行の平成24年度から、一番下の平成29年度までは、平成23年度現在の幼児、児童、生徒が、そのまま年次推移した場合の推計数となります。表をみていただきますと、ただちに減少していくという状況ではありません。むしろその後、ちょっと増加しながら平成29年度で減少していくという状況でございます。焼津市についてはこんな状況だということでの表となります。

つぎに、課題の説明の中で「一部の小中学校が増築対応」しているということについて、資料3-1、資料3-2を見ていただきたいと思っております。最初に資料3-1ですが「焼津市立小学校（全13校）のクラス数の推移」を示した表です。表の一番左側に市内小学校13校の学校名を挙げております。その学校名のすぐ右側にある「平成23年度」の数値として、各学校とも平成23年度の1年生から6年生までの合計クラス数、実際のクラス数を計上しています。特別支援学級がある学校はそれも含めています。平成24年度以降は、平成23年度の在籍児童数、また住民基本台帳数をもとにして就学児童数を推計してありまして、1年生から6年生までの合計クラス数を計上しております。一番右側の最大可能教室数は、多目的教室など、普通教室に切替えできる分まで含めた

普通教室の数を計上しております。また一番下の行は、全小学校の合計クラス数を計上しております。また、クラス数を算出するうえで、学級数の基準というものがございません。本年度平成23年度から小学1年生に国の基準35人学級が導入されました。また静岡県方式の35人学級が、小学6年生から小学5年生に拡大導入されております。平成24年度は、国の35人学級が小学2年生に、県の35人学級が小学4年生に拡大導入され、平成25年度以降は、全学年が国または県の35人学級が導入されるということで推計しております。

以上のうえで、あらためて表を見ていただくと、焼津西小学校が、平成25年度にパンクする状況ということで、今年度から増築のための実施設計に入っております。来年度工事で、平成25年度に供用開始の予定となっております。その一方で、焼津南小学校や和田小学校では、余裕教室が目立っている状況がございます。また、表の一番下の行に、小学校13校の合計クラス数を計上しております。合計のクラス数を見る限り、市内全体を見た場合、現状でも十分足りている状況となっております。

つぎに資料3-2は「焼津市立中学校(全9校)のクラス数の推移」を示した表です。推計数値の出し方は、基本的に小学校の方と同様です。学級の基準ですけれども、中学校は、1年生から3年生まで、県の35人学級が導入されております。表をみていただきますと、中学校では、豊田中学校が、昨年平成22年度に増築のための実施設計をしており、本年度建築工事をしております。来年の2月末には完成して平成24年度の供用開始ということになっております。この表で、大村中学校が、平成34年度でパンクする推移となっておりますが、区画整理による流入人口はこのデータでは統計的には見込んでおりませんので、場合によっては前倒しになる可能性もあります。中学校についても、表の一番下の行には、中学校9校の合計クラス数を計上しておりますが、合計クラス数を見ても、現状では十分足りているという状況となっております。

次に、課題で示した「一部の自治体で導入されている学校選択制」について、確認をしておきたいと思っております。文部科学省では、「学校選択制」について、次のように説明しています。

「市町村教育委員会の中には、いわゆる「学校選択制」として、保護者の選択により就学すべき学校の指定を行う取組みが見られます。【学校教育法施行規則第32条】こうした取組を行うかどうかは、あくまでも市町村教育委員会の判断ですが、文部科学省としては、地域の実情や保護者の意向に十分配慮しつつ、児童生徒の具体的な事情に応じた就学校の指定が行われるよう促しています。

就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取するものとして、学校選択制には次のような形態があるとしています。お手元の資料4-1をご覧ください。AからFまでの6つの選択制があるとしています。

A) 自由選択制

当該市町村内のすべての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの

B) ブロック選択制

当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの

C) 隣接区域選択制

従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの

D) 特認校制

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

E) 特定地域選択制

従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

F) その他（就学校指定の変更）

一旦就学指定された学校に通うことが、必ずしも保護者の意向に合致しない場合に、保護者の申し立てにより市町村教育委員会がその市町村内の他の学校に指定を変更するもの。

就学校指定の変更を認めた理由には以下のようなものがあります。

- A) いじめへの対応など教育上の配慮が必要な場合
- B) 通学距離など通学の利便性を理由とする場合
- C) 部活動等学校独自の活動を理由とする場合
- D) その他

資料のように、文部科学省の説明では、

F) その他（就学校指定の変更）についても、いわゆる、あらかじめ保護者の意見を聴取するものとして、学校選択制のひとつとして、分類しています。この「就学校指定の変更」は全国の自治体で実施されております。焼津市も、委員の皆さまに配布したフラットファイルの中に、とじ込んでおります「焼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱」に基づいて、就学校指定の変更をしております。文部科学省はこの指定変更についても選択制のひとつとして分類しているものでございます。

すこし、学校選択制が導入された経緯とその時期について、説明をさせていただきたいと思えます。

1997年（平成9年）に文部科学省が「通学区域制度の弾力的運用について」という通知を出しました。この通知によって、これまでの枠組みが有名無実化しました。最初に学校選択制を導入したのは三重県の紀宝町です。1998年度になります。2000年に東京都品川区がこの制度を導入しました。2002年に「規制改革推進3か年計画」が閣議決定されまして、その中に学校選択制の推進を促す文言が含まれておりました。これを受けまして、2003年（平成15年）に、学校教育法施行令が改正されまして、市区町村の教育委員会の判断によって学校選択制を導入出来ることが明記されるに至っております。現在、学校選択制を導入している自治体は、拡大しておりますが、見直しをして

いる自治体もあります。資料4-2に、文部科学省のホームページに掲載されている事例を掲載しておきました。1から5まではそれぞれ選択制を導入しているものがございます。それから6, 7, 8については学校選択制の見直しということで、前橋市は、学校選択制を廃止しております。江東区は、中学校の学校選択制はそのままにしておりますけれども、小学校については、いわゆる「徒歩区域圏」ということで歩いて通える範囲に選択制の見直しをしている状況がございます。

また、他の自治体の状況をインターネットで検索した限りですけど、実施している自治体、それから見直しをしている自治体、これから導入しようと検討している自治体を挙げておきました。Web検索したものですが、確認できた自治体も載せておきました。

課題の1について、直接今回の学区審議会で結論をとるわけではないのですが、今後協議していただくにあたっての資料説明という事でさせていただきます。以上で説明を終わります。

<大石会長>

ありがとうございました。いろいろ事務局の方から説明がございましたが、量的には相当膨大な説明になっておりますので、少し整理をしながら御意見、御質問をいただければと思います。

まず、最初2ページの資料1の3つの課題の1つ、2つについては、是非多くの御意見をお願いしたいという要望もございました。3つめは南部土地区画整理事業の整備後の学区についてでございます。この区画整理がいつ終わるのかということがひとつの問題となりますが、終わる少なくとも2、3年前には学区について明確にしておかなければならないという課題が近い将来には出てくると思います。ただ、区画整理事業がいつ終わるかという見通しがあるのかどうかということがお分かりであれば…。特にこのあたりは丸山委員さんの地区がかかわりがあるのでしょうか。14自治会という事で後半の部分で教えていただければと思います。

それでは1番目ですが、地域的な人口集中、というか人口の増減と、国・県の35人式学級編成の導入によって、小中学校の現在の教室の数が足りなくなったり余ったりという傾向が出てきております。先程説明がありましたように、4ページでは焼津西小学校が平成25年度教室が足りなくなります。平成24年度まではぎりぎりで行っていましたが、25年度になりますと2教室足りなくなるということでございます。そのあと3つ4つということで、ここ数年で教室の不足状態が続くということです。それに対して隣接する焼津南小学校はかなり教室が空いてくるという状況の説明がありました。それから中学校においても、5ページになりますが、大村中学校の学級数が不足するのが平成34年度ということで年度別としてはちょっと先になりますけど将来的に考えていかなければならない。近い将来の問題としては、豊田中学校の問題がありますが、これは現在19クラスに向けて増築工事中ですので、これは特別課題を持つことは無かろうかと思いますが、大村中学校の教室の不足をどうするかという事、焼津西小学校は増築に動

き始めているところですが、当面ここの問題を解消するために学区改正を見直しを緊急にやらなくてはならないということではありませんが、いま説明がありましたように学校によっては将来的に教室が足りなくなるところもあれば、かなり余裕が出てくるところもあるというという将来の課題であるという説明がございました。最後の部分に、行政コストの増加を招いているとありますが、それは教室が足りなくなったから増築するというようなことで、安易にそれに対応するという事がどうかということがあると思います。それと同時に文部科学省からの話の説明がございましたが、それは学校の選択制についてですね。これが6ページにございます。われわれが生徒の頃よりだいぶ柔軟な考え方が出てきておりますが、物事にはメリットとデメリットがございます。

以上、学級数の加不足と学校選択制について、皆様の御意見を申し上げます。

<宮瀬委員>

本校が該当校ですので申し上げにくい面もありますが、今年度は30学級ですが昨年度は26学級でした。昨年度からそれだけ増えております。それと、今年度の最大可能教室数が31教室となっておりますが、これも図書室を改造して急遽2教室作っていただいて31教室です。音楽室として使用していた教室を図書室にしております。ですから31教室対応できるといえばできるのですが非常に苦しい状況です。増築を考えていただいておりますので将来的には大丈夫かなと思っておりますが、会議室等は全くない状況です。現在学校では少人数指導など行っておりますが、そういったものをやる教室もありません。子供たちの相談室も今年は何とか確保できておりますが、来年は無いらうという状況にあります。それが一つ検討するところであります。

もうひとつは、先程の御説明で大村中学校が区画整理等の絡みでパンクするのが早まるかもしれないとおっしゃいましたが、私が一番心配しているのが、第7自治会や第6自治会はここ1、2年で人数がだいぶ増えています。そうすると、私どもでは良くわかりませんが、区画整理をした関係で今後何件くらい家が建つのかとか全然見込んで無いわけですよね。35人学級だと入学者も210人を超えれば7クラスになるという事も無いわけではないです。区画整理の影響なども踏まえて人数の見込みを出していただかないと、本当に増築後の35教室で足りるのかどうか、該当校の校長として心配しております。

<大石会長>

その都度回答という事では無くて、今日は出来るだけ多くの意見を出してもらおうということで進めていきたいと思いますが、その他ございますか。

<長谷川委員>

いま宮瀬校長からもあったように、どれだけ人口が増えるかという事ですが、私の自治会にマンションが出来まして、子供の人口割合がこれまで4%位だったものが12%位に3倍位に増えたんですよ。今また駅のところへマンション建設の工事が始まります。東小などを見てみるとクラス数が増えているというのがそう言うあらわれだと思っ

ですよ。南小は激減ですよ。23学級が可能なのに将来はオール2学級で12学級ですよ。そういう意味で、選択制を導入する前にもう一度学区の線引きを豊田の学区改正をやったように、焼津東小と焼津西小のところと焼津南小と小川小のところを見直していく必要があるように思います。例えば駅北は焼津西小へ行っている子供もいるんですよ。それより西側で焼津東小に行っている子が居て逆転になってる所があるんです。あの辺を全部東小に持ってきちゃえば、西小の児童数が減少して東小が増えるということがあるし、南小と小川小のところは赤塚川で学区の境になっていて、赤塚川と豎小路の間は小川小学区ですけど、あれを豎小路で学区を切ると小川もちょっと減って、南小のちょっと増えてきますので、そういう視点からももう一度学区を眺める必要があるのかなと感じました。

<大石会長>

ありがとうございました。隣接する小学校で教室数が不足する学校もあればかなり余裕の生ずる学校もあるということで、上手に線を引くことによって数の調整が出来るのではないかということ意見です。その線の引き方が機械的に引くことで解決できるかどうかというところが学区の線引きの非常に難しいところでございます。したがって、ある程度の期間をおいて十分協議をしていかななくてはならないと思います。

他にございますか。学校選択制について何か質問していただければ、お互い理解も深まると思います。

<長谷川委員>

親御さんと子供の間関係があるんですよ。子供は意外とどこでも関係ないんですけど、例えば親が焼津西小の卒業生だということね、どうしても子供も西小にとということもあるんだよね。

<大石会長>

6ページの学校の選択は非常に斬新的な考えの内容のものもあります。AからFのそれぞれの選択制の説明がありますが、何となくわかりますか？もしわからなければ、遠慮なく御質問していただければと思います。

<長谷川委員>

静岡県はどこがやっていますか？

<稲森学校教育課長>

沼津がやっております。Cの隣接区域選択制です。

<大塚委員>

私も家を建てる時は、この学校の学力はどうか等を含めて転居先を考えたりしたんですけど、この選択制という偏った編成になっていくのかなあと思ったんですけど。地域の人口の集中などの解消のために選択制という選択肢が出ていると思うんですけど、具体的に良さというのはどのようなところがあるんでしょうか。

<稲森学校教育課長>

学校までの距離などを考えた時に近くの学校を選択出来れば、安全面などでの不安が解消できますが、現在選択制を導入したとしても、焼津西小は一杯ですし、西小は選択しても行けないという現状はあります。

<大石会長>

この選択制も、一人や二人ならいいですけど大部分の人が選択制に乗っちゃってしまつたら収集がつかなくなるということはデメリットとしてあるし、ただでさえ教室数が足りない学校に希望が集中しちゃったらどうしようもないです。仮に自由学区制を取ったとしても、相当の条件をいくつか作ってその条件をクリアしなければならないということになるんじゃないかと。ですから保護者の側から言えば自由学区といってもものすごい制約が逆にあるというデメリットを学校現場としても混乱するんじゃないかと危惧するところです。ですからいろんな意見を聞かなくてはならないと思います。

<森屋委員>

焼津西小の話は差し迫った問題ですよ。この解決策に学区選択制を使えるかという、非常に難しい問題です。混乱を招くと思うんですよ。ある程度期間において、変な言い方ですけど教室数に合わせてうまく子供を分散できるのであれば、それは増築の心配もないし、いいと思うんですけど。今の西小の教室の数が不足しているという事について、選択制はすぐに導入できるものではないし、それで解決という事は難しいと思います。また、保護者の立場としては、どこでも選べるというのは混乱すると思います。ここに住んでいればこの学校だという方が行政としても把握しやすいと思います。導入したところは同じ方向で導入しているでしょうが、取りやめたところはなぜ取りやめたのかを考えることが大事じゃないかと思っています。

<稲森学校教育課長>

選択制によって、学校の人数に偏りが出ること、片方の学校の運営が難しくなったということがあります。

<村田主幹>

それと、地域のコミュニティを場合によっては壊しかねないという危惧があります。また、導入しているところは、状況によって人数が偏らないように定員制ということがあります。例えば埼玉あたりの中学校では、私立に進学する子もいることもあって基本的にクラス数は足りているけど、定員を超えるような場合には定員を設けて選択制をすすめているということが、インターネットを調べた限りですが、あるようです。

<秋山副会長>

選択制の話が出ておりますけれども、これは焼津西小学校が増えてしまうからという事だと思いますが、西小学校は西小の学区の一番端っこにあるんですよ。

ですから、もし選択制が導入されて西小の子が東小に行くとすると、西小を通り越して東小に行くという事になるんですよ。

それと、区画整理の問題もありますけどそれに合わせて最近では津波の問題も出てき

て、東小、南小の学区は津波の心配がありますよね。そういう面からも丘側へ人口が流れていくという可能性は多いと思うんですよね。西小の向こう側へ新しく学校をとという事も考えないと、毎年こんな話をしなくてはならないと思いますけど。東小や南小など2校くらい潰してでも…。もっとお金のかかる話ですけど。

<大石会長>

秋山委員が言われたように、西小学区はいまいろんな意味で変化が激しい地域かなと思います。そうするとそれに伴う社会像というものが今後膨らんでくると、今後増築、また増築ということが、予算上、手一杯だということになると学区の見直しに手を付けるといふ解決方法が浮上してくると思うんですけど。

いろいろな意見等が出ましたけど、行政としてもそれらをベースに検討していただいて、次回また報告頂ければと思います。

<稲森課長>

それでは、第2の課題に対して、事務局の福里から資料により説明を致します。

<福里>

それでは次に、第2の課題について、お手元の資料に沿って説明いたします。「平成22年4月1日学区改正地区」と書かれた図面をご覧ください。

昨年度（平成22年度）の豊田小学区の学区改正で、①焼津西小学区および②黒石小学区に編入した2つの地区の児童たちが、6年後（すなわち卒業後）に、就学すべき中学校の指定が課題となってきます。

まず、①の地区、②の地区、それぞれの現状と今後の検討事項を順に説明します。①の地区ですが、現時点で中学校区は豊田中学校区のままとなっております。当該地区の児童は、学区改正により平成22年度は18人、平成23年度は14人が焼津西小学校に通学しております。しかしながら、すでに平成18年度から、「焼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱」の第2条第8号の規定、いわゆる「危険道路」ということで、豊田小学校から焼津西小学校への変更を許可しております。また、そのため、ほぼ並行して平成19年度から、西小を卒業した当該児童たちの中学校の指定についても、同じ「危険道路」により、焼津中学校への進学を許可しております。

指定変更により焼津西小学校へ通学している当該地区の児童41人を対象に、平成21年9月に実施しました進学先希望調査では、焼津中学校希望者35人、大村中学校希望者4人、無回答者2人で豊田中学校希望者なしという結果でした。

以上の現状から、浮かび上がってくる課題としては、2つあると考えております。ひとつは、学区改正前から、危険道路ということで指定変更により、焼津西小に通学している児童たちに対して、卒業後の就学すべき中学校の指定について、焼津中学校への指定変更のみを許可することでよいのかどうか。指定校変更基準には特定の学校を指定する規定はありません。大村中学校への指定変更についても、可能性が排除されているわけではありませぬので、進学先希望調査でも大村中を希望している児童・保護者もあり

ますので、今後、保護者等から相談も出てくるのではないかと思います。

もうひとつは、トップマネジメントの第2の課題そのものですが、中学校区の改正準備を進めていく必要があるのではないかと、ということです。その際に、今回の平成22年度の学区改正にあたり、この通学区域審議会において、平成19年2月20日に確認された「豊田小学校の改築に伴う学区の見直し」（最終答申）に留意しておく必要もあります。すでに配布してありますフラットファイルの「豊田小資料」というインデックスがあります。こちらを見ていただきますと、(2)の配慮事項の⑤ですが、「中学校の学区については、今後の該当地区の皆さんの意見を聞くなかで、「隣接中学校間において、どちらかの中学校を選択できる」等の弾力的な方法を検討していく。」という答申があります。したがって、学区の改正を含め、指定校変更基準の見直し、および学校選択制の導入ということが検討事項となってきます。

次に②の地区について、現状を説明いたします。②の地区も現時点で中学校区は豊田中学校のままとなっております。②の地区のうち、今回の平成22年4月1日に改正された地区は、青色のマーカーの部分ですが、その地区内で、黒石小学校に通学している児童は、現在2年生11人と1年生19人です。しかしながら、すでに平成10年4月1日に黒石小学区に学区改正された地区がございます。具体的には黄色のマーカーの地区で、三ヶ名1番地～420番地の1、421番地の2、五ヶ堀之内1536番地の1～1536番地の6です。その地区内の児童、いわゆる「たいよう子供会」の児童から、これまで、中学校の進学にあたり指定変更の申請があった場合は、指定変更により、大富中学校への進学を許可してきております。なお、この地区についても、①の地区と同様に、平成20年度から、改正を前倒しして入学、転校してきている児童もおります。以上、②の地区についても、さきの焼津西小の①の地区と同様に、当該地区の児童の就学すべき中学校の指定について課題があります。したがって、学区の改正を含め、指定校変更基準の見直し、および学校選択制の導入ということが検討事項となってきます。課長からの説明の中にもありましたとおり、今後、2つの地区の児童たちの、就学すべき中学校の指定や就学相談に適切に対応するためには、本年度から、通学区域審議会において中学校区の見直し、また状況によっては、指定校変更基準の見直し作業が必要となっているということでございます。以上で説明を終わります。

<大石会長>

ありがとうございました。事務局の方から説明がございました。御意見、御質問をいただければと思います。

<宮瀬委員>

②の地区については、大富中学校で良いと思いますが、①の地区は焼津中にするのか大村中にするのか検討する必要があると思います。入学から焼津西小に入っていれば、豊田中への進学を希望する人はありません。

<秋山委員>

自治会の中では大村中学に進学したいという声もあります。

<長谷川委員>

アンケートで大村中学校希望者が4人いたということですが。

<村田主幹>

今の4年生の中に大村中に行きたい子がいます。

<大石会長>

焼津中と大村中の間に線を引いてよいかどうか。地域の人達の見聞も聞いて進めてください。

それでは、第3の課題ですが、南部区画整理の現状など、丸山委員から説明してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

<丸山委員>

区画整理はだいぶ長引いていますが、いつ頃終わる予定なんでしょうか。

<村田主幹>

事業計画では平成27年度に完了するという事になっていますが、進捗状況を見ますとそれはちょっと難しいということで聞いています。国庫補助をもらう関係で、事業計画の見直しは5年おきとなると思いますが、現計画が平成27年度に終了予定となっている以上は、現時点でも学区の課題として把握しておく必要があるということです。

<大石会長>

全体を通して御意見ありましたらお願いします。

<筒井委員>

外学区から来る子は不登校になりやすいという傾向があります。学区の見直しを行う時は、そこら辺も十分に配慮が必要であるように思います。

<大石委員>

委員の皆さまから、いろいろなご意見をいただきました。ありがとうございました。本日の協議を基に、今後検討を進めてまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。ご協力ありがとうございました。司会者に会の進行をお返しします。

<近藤主席>

大石会長、ありがとうございました。それでは、会の進行をお預かりいたします。次回開催時期について、確認させていただきたいと思います。次回はいつの開催がよろしいでしょうか。12月か1月頃の開催とさせていただいてよろしいでしょうか。

(特に意見なし)

<近藤主席>

それでは次回は12月か1月頃の開催とさせていただきます。詳細については、改めて御通知いたします。

皆さまの方から何かございますか。

無いようでしたら、以上をもちまして、平成23年度第1回焼津市立小学校及び中学

校通学区域審議会を閉会いたします。委員の皆様どうもありがとうございました。

特記事項なし